



② 2学期個人懇談会に向けて

第4回テストも終わり、いよいよ進路決定の時期になりました。これまでのテスト結果や2学期の通知表をもとに、進路（受験校や就職先）を決めていくことになります。12月9日（火）～15日（月）の個人懇談会では、担任と以下の内容を相談していくことになりますので、事前に家庭で話し合っていただきますよう、お願ひいたします。

【12月の個人懇談会について】

- ・3年生は今回の懇談会にて通知表をお渡しします。
→この成績をもとに、私立・専修の受験校を決定します。
- 公立を受検予定の人は、私立・専修の結果を踏まえた公立受検の方向性を確認します。
- ・第3回の進路希望調査で「推薦希望」を申請した人は、その結果をお伝えします。
- ・「受検上の配慮」や「長期欠席者等にかかる選抜方法」の希望があればお伝えください。（下記参照）

受検上の配慮

愛知県公立高校入試では「障害等のある志願者」や「病気やけがのために受検する上で支障のある志願者」に対して受検上の配慮を行っています。申請に基づいて必要な調整を行った上で、座席移動や別室受検、補助具の使用などの配慮がなされます。私立高校や専修学校における入試においても事前に申請をすることにより受検上の配慮を受けることができます。受検上の配慮が必要な場合は個人懇談会で担任までお伝えください。

なお、医療的ケアや設備面を含む特別な配慮が必要な場合は、できるだけ早い時期に相談及び申請が必要になりますので、個人懇談会よりも前までに担任にご連絡ください。



※障害等の程度には個人差があるので、申請に基づいて調整を行った上で配慮の内容が決定されます。
※愛知県教育委員会での調整の結果、中学校で行われていない配慮を行う場合や中学校で行われている配慮を行うことができない場合があります。（申請すれば必ず通るというものではありません）
★申請等は中学校を通して行いますので、高校や教育委員会に直接連絡するのは控えてください。

長期欠席者等にかかる選抜方法

愛知県公立高校入試では、全日制課程の一般選抜、定時制課程及び通信制課程において「長期欠席者等にかかる選抜方法」を実施しています。この選抜方法の適用者は、調査書情報の「学習の記録」を参考として取り扱う、面接を個人面接とする（面接を実施する場合）などの配慮がなされます。以下の条件に当てはまる人がこの選抜方法の申請対象となりますので、希望する場合は個人懇談会で担任までお伝えください。

【長期欠席者等にかかる選抜方法の対象者】

「やむを得ない事情により、第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者」

※この選抜方法を希望する場合は、公立Web出願システムに、欠席の理由や志望の動機などを記入した「欠席に関する自己申告」を登録します。

「欠席等の日数」には以下の日数を含むことができます。

- ・保健室登校などの別室登校をした日
- ・教育支援センター等で相談したり指導を受けたりした日
- ・自宅でICT等を活用して学習活動を行った日

★日数等を確認したい場合は担任までご連絡ください。

